問合せ先
〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地
環 境 政 策 部 自 然 環 境 共 生 課
Tel:046-822-8528/Fax:046-821-1523

（解説）
市街化区域内における樹林地の保全支援制度要綱

令和３年（2021年）４月

横須賀市環境政策部

～目　　次～

はじめに		1
第１条	（趣旨）	2
第２条	（支援の対象）	3
第３条	（保全契約）	3
	・市長が別に定める内容　（第３条第１項関係）	4
	・契約要件の考え方	5・6
第４条	（支援の申請）	7
第５条	（支援の決定）	8
第６条	（支援の期間）	9
第７条	（樹林地保全支援金）	9
第８条	（助言）	10
第９条	（報告及び指導）	10
第 10 条	（支援決定の取消し）	11
第 11 条	（樹林地保全支援金の返還）	11
第 12 条	（そのほかの事項）	11
（別記様式）	樹林地保全支援申請書	12

巻末付録　［付録①］民有樹林地保全契約書
［付録②］制度実施仕様書
［付録③］代表者選任届

はじめに

横須賀市の「みどり」の特徴は、「丘陵のみどり・海・まちなみ・斜面緑地」が一体となった都市景観を形成している点にあり、これらの景観の重要な要素となるそれぞれの「みどり」を守っていく必要があります。

しかし、樹林地の多くは民有地であり、近郊緑地特別保全地区等のように、厳しく土地利用が制限されている区域以外は、確実に守られるという担保はありません。

特に、市街化区域内にある斜面緑地の保全要望は強いものの、実際に土地利用行為を制限することは困難を伴います。

また、斜面緑地の多くは住宅地に隣接しているため、安全を維持するため必要な最小限の防災工事や樹木の剪定等恒久的な経費を要します。

そこで、平成22年3月に横須賀市みどりの基本計画の見直しのなかで、市街地の斜面緑地を守るためには、行政だけでなく土地所有者や地域住民及び事業者が一体となり、お互いの理解、協力のもとに保全していく手法について、検討の必要性を掲げました。

横須賀市では、昭和48年より、本制度の前身である「指定緑地保全制度」によって、緑地保全を図りたい土地所有者とそれに対する市の支援措置といった協力体制を構築し、市街化区域内の樹林地の持続的な保全に取り組んできました。

そして、平成22年3月の「みどりの基本計画」の見直しに伴い、これまでと同様の支援金の交付のほか、管理行為に関する情報提供等の技術的支援や、「地区計画制度」「緑地協定制度」等の法令に基づく制度で、保全義務が課せられている法人所有地も支援対象にするなど「民有樹林地保全支援制度」として支援等の拡充を図りました。

今後は、他の保全制度と組み合わせながら、効率的かつ効果的な斜面緑地の保全のため、土地所有者の維持管理の負担軽減に関する支援等を行いながら、可能なかぎり持続的な樹林地の保全に官民協働で取り組むよう、積極的な本制度の運用を目指します。

市街化区域内における樹林地の保全支援制度要綱

（趣旨）
第１条　この要綱は、みどりの基本条例（平成23年横須賀市条例第13号）第18条に規定する市街化区域内における樹林地の保全支援の制度（次条において「制度」という。）について必要な事項を定めるものとする。

【目　　的】

本制度は、土地利用によって、「みどり」を失う可能性の高い市街化区域内における民有の樹林地において、土地所有者等が良好な維持管理等を行うことを期待しつつ、土地所有者である市民等の負担軽減を図り、土地所有者の保全に係る意識を醸成し、官民協働で良好な樹林地の継続的な保全を目的とする制度です。

本条は、支援にあたり、本制度の積極的な運用を図るため、別の条例や規則等に定められていない事項について、本要綱で定めることを規定しています。

本要綱では、おもに支援の対象要件や保全契約・支援の申請等の行政手続き、樹林地保全支援金の支給方法、市及び樹林地保全者の義務等について定めています。

【解釈・運用】

本制度は、市街化区域内の樹林地の保全に貢献しており、みどりの減少の歯止めとなることが期待されていることから、みどりの保全に係る各種制度と有効に組み合せ、効率的かつ効果的な運用を目指します。

また、保全対象面積の拡大を図るため、平成23年度に本制度の一部見直しを行っており、本制度の啓発を、積極的に取り組むことで保全契約件数の増加に努めます。

「みどり」の保全に関する運用・考え方について

<u>基本事項（みどりの基本計画・制度の目的等）</u>

(1)　市民・事業者・行政等が一体となり協力して保全することが基本。
(2)　可能な限り民有地のまま保全を図り、行政ができる限り支援する。
(3)　行政が守らなければ損失してしまう「みどり」のうち、守れるものは守る。
(4)　効率的かつ効果的に保全制度を活用し、「みどりの中の都市」の実現を目指す。

○みどりの基本計画に基づく保全のイメージ

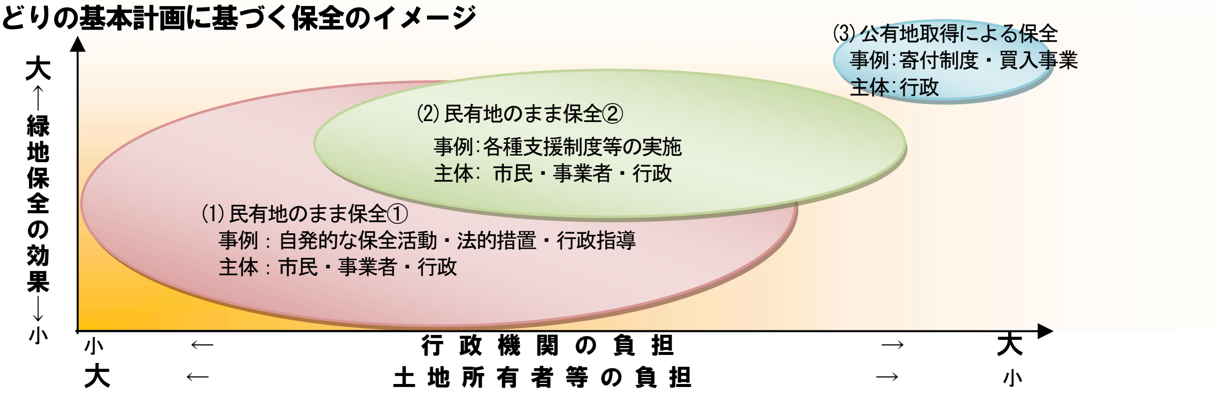

＊本制度は、上図の「(2) 民有地のまま保全②」に該当するものです。

（支援の対象）
第２条　制度による支援（以下「支援」という。）を受けることができる者は、市街化区域内において500平方メートル以上の面積を有する樹林地（みどりの基本条例第3条第1項に規定する樹林地をいう。以下同じ。）を所有する個人又は法人であって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
（１）　当該樹林地のうち市街化区域内の部分の全部又は一部の保全についての契約（以下「保全契約」という。）を市と締結していること。
（２）　市税を滞納していないこと。

【趣　旨】

本条は、本制度の支援を受けることができる者の要件を規定しています。

【解釈・運用】

500㎡以上の樹林地とは、原則、筆として物理的な一体性を求めます。

支援については、次の２つが要件となります。

① 市と土地所有者間の意思表示を明確にするため、書面での保全支援契約を締結していること。

② 支援金を支給する関係で、土地所有者が市税を滞納していないこと。

（保全契約）
第３条　保全契約は、市長が別に定める内容により締結するものとする。
２　保全契約の契約期間は、5年とする。ただし、その更新を妨げないものとする。
３　市長は、保全契約を締結し、又は更新したときは、その旨及び次の事項を公表するものとする。
（１）　当該保全契約の対象となる樹林地（以下「保全樹林地」という。）が保全される旨
（２）　保全樹林地の区域
（３）　当該保全契約の契約期間
４　保全契約の契約期間の満了に際しては、市長は、あらかじめ相手方にその旨を通知し、当該相手方は、書面により保全契約の更新を希望するか否かを市長に通知しなければならない。

【趣　旨】

本条は、保全契約の要件、契約期間等を規定しています。

【解釈・運用】

本制度は、市と土地所有者との書面による契約を前提としており、この契約の厳格性を確保するため、審査要件を**【別表1】市長が別に定める内容**及び後述する［**契約要件の考え方**］に示すとおり明確に定めています。又、巻末に、標準的な契約に用いる［**付録①**］**民有樹林地保全契約書**、［**付録②**］**制度実施仕様書**、［**付録③**］**代表者選任届**を付録として添付しました。

契約締結後や更新後は、市民が保全の内容を容易に把握できるように、分かりやすい媒体を通じて公表していきます。

保全契約の満了にあたっては、市と土地所有者との意思表示を明確にするため、互いに通知を行っていきます。

【別表１】市長が別に定める内容 （市街化区域内の樹林地の保全支援制度要綱　第３条第１項）

1 保全契約の締結の要件

審査項目	保全契約の締結の要件	
1　対象者	個人	法人
2　対象地域	市街化区域	次のすべてに適合すること (1) 市街化区域 (2) 都市計画法による「地区計画」または都市緑地法による「緑地協定」の区域内において、樹林地等の保全の対象となっている区域 (3) 施行日以降(平成 23 年 4 月 1 日)に着手した土地利用行為の区域内の場合、市長の定める緑化指導基準(｢適正な土地利用の調整に関する条例｣に基づくもの)に適合していること
3　面積及び形態	(1) 500 ㎡以上の樹林地 (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地防災工事及び急傾斜地崩壊防止施設、その他の防災施設等が存在する場合、それらの施設を控除した樹林地のみの面積を対象とする（樹林地のみで 500 ㎡以上）	
4　地目	山林・雑種地	
5　権利	(1) 対象者は、所有権を有すること (2) 所有権について共有者がいる場合、全共有者の保全契約の承諾を要する (3) 共有者がいる場合、原則、代表者は納税義務者とする	
6　課税情報	対象者は、市長が保全契約に関する課税情報を取得することに同意すること	
7　対象外	次のいずれかに該当する場合は、保全契約の締結は行わない (1) 国・県・市が所有する土地 (2) 国・県・市が所管する独立行政法人・財団法人・社団法人が所有する土地 (3) 都市計画法に基づく都市計画施設内の土地及び都市計画施設の建設予定等のある土地(ただし、当該都市計画施設の現況または計画が地下構造のときは、この限りでない) (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊危険区域のうち、急傾斜地防災工事及び急傾斜地崩壊防止施設の整備が必要な土地 (5) 農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域 (6) 森林法による保安林及び地域森林計画対象民有林 (7) 税制優遇措置の対象となっている土地 (8) 宅地介在山林 (9) 土地利用行為や売却の予定がある土地 (10) 周辺の宅地等の生活環境に支障を与えている土地 (11) 抵当権、賃借権、差押その他の特殊な義務の負担がある土地(ただし、公共公益施設の設置に関する権利等のときは、この限りでない) (12) 複数年にわたり市税の滞納をしている権利者 (13) その他市長が不適当と認める土地及び権利者	

平成 23 年 4 月 1 日施行
平成 24 年 4 月 1 日改定

[契約要件の考え方]

1　対象者　（契約要件 1）

対象者は、個人又は法人としています。

この制度は、土地の所有権を根拠として支援等の決定をするため、所有権を登記することができる権原を有していることが必要です。

2　対象地域　（契約要件 2）

対象地域は、個人・法人とも、市街化区域ということは同一です。

ただし、法人に限っては、その他に次に掲げる要件も併せて満たしていることが必要です。

- □ 都市計画法による「地区計画」または都市緑地法による「緑地協定」の区域内において、樹林地等の保全の対象となっている区域
- □ 施行日以降(平成 23 年 4 月 1 日)に着手した土地利用行為の区域内の場合、市長の定める緑化指導基準(「適正な土地利用の調整に関する条例」に基づくもの)に適合していること

法人を支援の対象に加えたことは、制度の見直しで拡充した項目のひとつですが、対象地域について、これら法人に限って要件強化をしている主な理由は、次のとおりです。

① 多くの場合、樹林地を所有する目的が、土地利用等の事業予定地又は融資の担保等といった経済活動を主体とした所有であり、樹林地等の保全や都市環境の改善を図るといった社会貢献のための所有でないこと

② みどり豊かな都市を実現するため、本市は開発事業者等に対して、できる限り現存する樹林地のまま保全することや「地区計画」や「緑地協定」等の導入を、積極的に行政指導していること

法人が所有する土地においても、「地区計画」や「緑地協定」によって法的制限等が加わった場合、土地利用等を図ることが困難であるとともに、住宅等に近接することが多いため、積極的な管理行為等が必要となります。

また、現在、「地区計画」等による法的制限に対する減税措置等の優遇は、関係法令で設けられていないため、法人であっても、その管理負担は大きく、管理が不十分な場合、市民生活等に支障をきたすおそれもあります。

従って、法的制限等による保全義務のみが課せられた土地で、かつ、本市の目指す都市環境と協調した土地利用を図っている区域内の法人所有地のみを支援対象に加えることにします。

3　面積及び形態　（契約要件 3）

樹林地のみで 500 ㎡以上の面積を有することとしています。

これは、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行令」で、樹木の集団の基準が、500 ㎡以上であることとして位置付けられていることを参考としています。

従って、500 ㎡以上が一団で存在することが基本となります。ただし、飛地も併せて保全したい申出があったときは、500 ㎡以上が一団の樹林地が少なくとも 1 箇所以上含まれている場合、500 ㎡未満の飛地も併せて支援対象とすることは可能とします。

また、本市の樹林地の多くは、急傾斜地崩壊危険区域等に指定され、市民生活の安全を優先すべき場合もあり、防災工事等に伴う樹林地の減少はやむを得ないものであります。しかし、この制度は、防災施設等の維持管理に対する支援ではないため、それらの施設を控除し、みどり豊かな都市景観等の構成要素である樹林地のみの面積で、要件審査を行います。

4　地目　（契約要件 4）

登記地目により、審査を行います。

ただし、登記地目が「田」「畑」「牧場」「原野」だが、耕作放棄地かつ資産税課税台帳の現況地目が「山林」となっている場合に限り、支援の対象とすることは可能とします。この場合、他法令による農地としての優遇措置から除外するため、農地法に基づく手続き(非農地証明・農地転用等)や登記地目の見直し等の案内を行うことがあります。

5　権利　（契約要件 5）

樹林地を健全な状態のまま保全のため支援する制度なので、土地に関する権原である所有権を有することを必要とします。

共有者が存在する場合、一部の所有者の事情のみで土地利用等を図ることもあり得るため、共有者全員が協力して緑地保全に努めているときに限定をしています。このとき、共有者のなかで代表者を選任してもらい、その代表者が保全契約に係る事務手続き等を行うことで、円滑かつ効率的な制度運営に協力して頂きます。

代表者を納税義務者にすることを原則とするのは、本制度は支援金の交付を含み、その算定根拠には、固定資産税及び都市計画税の課税額を含むため、主として納税義務を担う所有者が望ましいと考えるからです。ただし、共有者間での協議の結果、納税義務者以外の共有者を代表にすることも可能ではあります。

なお、共有者のなかに法人が含まれる場合、対象地域等の他の審査項目は、法人として審査することになります。

6　課税情報　（契約要件 6）

課税情報は、地方税法等の他法令に基づき保護すべき個人情報となっているため、行政目的であったとしても、納税義務者等の同意を得ずに調査及び情報開示ができないことになっています。

本制度における支援金の算定は、対象土地に関する課税情報の使用が不可欠なため、保全契約の締結にあたり、事前に対象者から課税情報の取得に関する同意を得る必要があります。

7　対象外　（契約要件 7）

保全契約の締結に不適当な要件として、基本的に「本市との利害関係」や「他法令に基づく土地に関する優遇措置等との重複」、「周辺生活環境への影響」及び「土地の保有目的」等を考慮しています。

「本市との利害関係」としては、公共公益事業を行うべき法人や土地、長期にわたる納税義務の不履行等が該当します。*(項目(1)(2)(3)(12))*

「他法令に基づく土地に関する優遇措置との重複」については、本制度を行わなくとも現状維持等は可能であるほか、行政の効率的な財政運営が必要な社会情勢があるからです。*(項目(5)(6)(7))*

「周辺生活環境への影響」については、市内の斜面緑地は、隣接する生活環境に支障を与える恐れがある相隣関係のことが多く、市民生活の安全・安心の確保を最優先とし、そのうえで健全な樹林地として保全することが望まれるからです。*(項目(4)(10))*

「土地の保有目的」としては、住宅等の建築敷地として必要な樹林地や、自己の資産運用のために利用されている又はその予定がある土地、債権者等の都合によって土地利用等が可能な土地など該当します。*(項目(8)(9)(11))*

なお、その他市長が不適当と認める土地及び権利者*(項目(13))*については、公平かつ公正な対応を求められるので、上記の基本検討項目との比較等を十分に行いながら、慎重に判断します。

（支援の申請）
第４条　支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、樹林地保全支援申請書（別記様式）に市税を滞納していないことを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

【趣　　旨】
本条は、本制度の支援を受けようとする者の、申請手続きについて規定しています。

【解釈・運用】
本条に基づき市長に提出する書類は、（別記様式）樹林地保全支援申請書に、下記の【別表2】に掲げる図書を添えなければなりません。

【別表 2】　支援の申請に必要な図書

・提出部数　１部
・提出書類

<table>
<tr><td colspan="3">1. 樹林地保全支援申請書　(別記様式)*1</td></tr>
<tr><td colspan="3">2. 案内図</td></tr>
<tr><td colspan="3">3. 公図の写し</td></tr>
<tr><td colspan="3">4. 登記簿謄本　または　課税通知書</td></tr>
<tr><td colspan="3">5. 地積測量図</td></tr>
<tr><td colspan="3">6. 現況平面図</td></tr>
<tr><td colspan="3">7. 市税の完納証明書*1</td></tr>
<tr><td colspan="3">8. 課税調査等の同意書*1</td></tr>
<tr><td colspan="3">9. その他市長が必要と認める図書</td></tr>
<tr><td rowspan="6"></td><td rowspan="3">(1)防災施設が存在するとき</td><td>ア. 施設平面図・構造図・展開図*1</td></tr>
<tr><td>イ. 占有面積の分かる図書*1</td></tr>
<tr><td>ウ. 県土木等使用貸借契約書(写) *1</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2)地区計画区域
または緑地協定区域内の場合</td><td>ア. 地区計画方針附図
または緑地協定区域図</td></tr>
<tr><td>イ. 地区計画又は緑地協定の内容が
確認できる図書</td></tr>
<tr><td colspan="2">(3)その他　調査に必要と認められる図書</td></tr>
</table>

＊1　行政権限で取得等ができないため、申請者で必ず用意する必要があります。
＊2　土地の特徴等によって、省略できる図書もあるので、市職員の案内に従ってください。

（支援の決定）
第５条　市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査して支援の可否を決定し、申請者にその内容を通知するものとする。

【趣　　旨】

本条は、前条の申請があった場合、市が行う審査、通知に係る事務について規定しています。

【解釈・運用】

相談から保全契約の履行までの手続きの手順は、以下の［別図］のとおりです。

［別図］　支援決定等までの手続きフロー

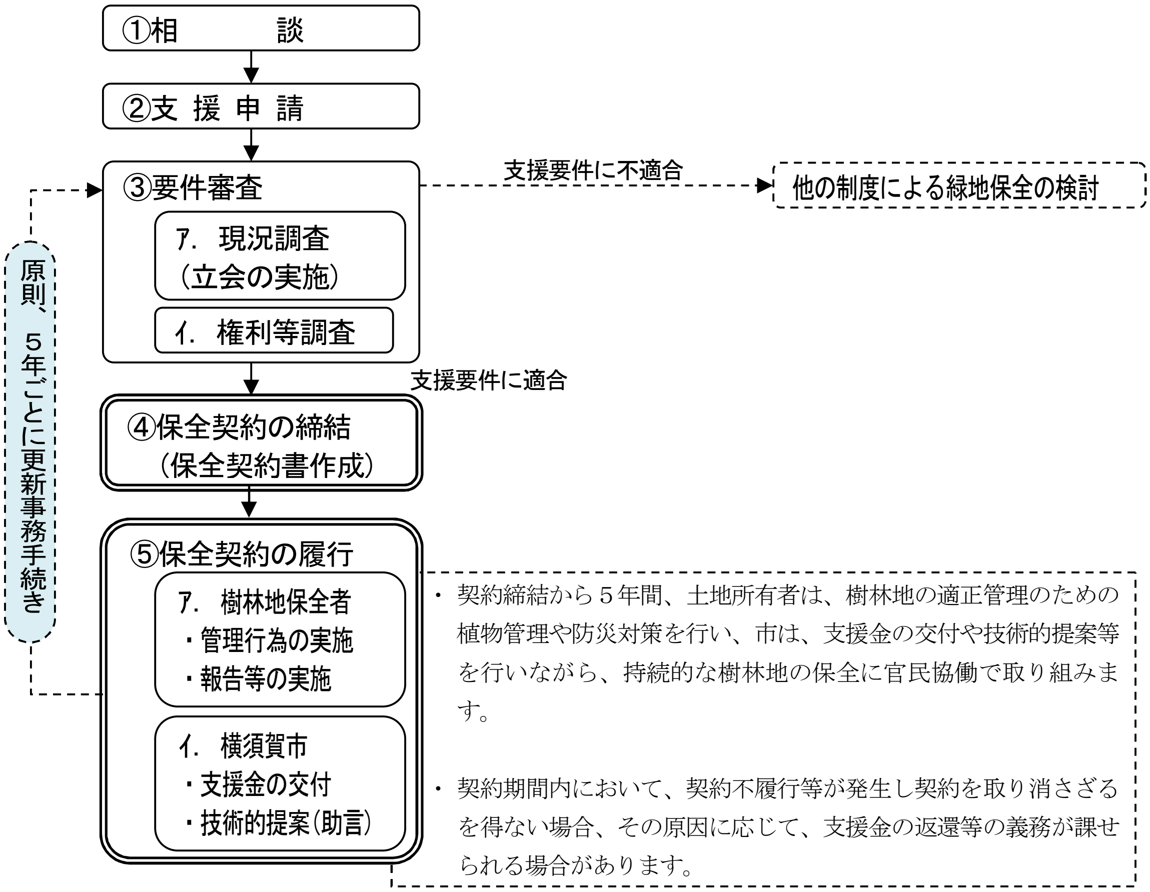

（支援の期間）
第６条　支援の期間は、申請者が締結した保全契約の契約期間とする。

【趣　　旨】

本条は、支援の期間が保全契約の期間であることを規定しています。

【解釈・運用】

契約期間が5年(本要綱第3条)であることから、支援期間は5年間となります。

新規契約のため、年度途中から支援する場合、契約満了日は契約から４年間経過した後の最初の年度末とします。

また、保全契約が相続人に承継された場合、名義人の変更のみを行い、契約満了期日及び支援金の交付額は、承継された保全契約の内容のままとします。

（樹林地保全支援金）
第７条　市長は、第5条の規定により支援の決定をしたときは、支援の決定を受けた者（以下「樹林地保全者」という。）に対し樹林地保全支援金を支給するものとする。
２　樹林地保全支援金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる額を合算した額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。
（１）保全樹林地の固定資産税及び都市計画税の額に３を乗じて得た額
（２）保全樹林地の面積１平方メートル当たり　２円

【趣　　旨】

本条は、支援金の支給及び支援金額の算定方法について規定しています。

【解釈・運用】

課税情報については、目的外の使用は行わない等、慎重に取り扱うとともに、課税調査にあたってはあらかじめ、申請者から「課税情報に係る調査」の同意が必要となります。

市は毎年度末に支援金を支給しますが、事前にその年度の固定資産税額・都市計画税額について調査を行い、それを基に、本条の算定方法により支給額を決定します。

年度途中で、保全契約を締結した分については、年度当初から支援がなされているとみなし、支給を行います。

また、当該年度の3月15日までに市税の滞納がある者については、支給は行いません。

支援金の算定式

支援金額［円］＝{（固定資産税［円］＋都市計画税［円］）×3}　＋　敷地面積［㎡］×2［円/㎡］

{（固定資産税［円］＋都市計画税［円］）×3}：第2項第1号の対象
敷地面積［㎡］×2［円/㎡］：第2項第2号の対象

（助言）
第８条　市長は、樹林地保全者から相談を受けたときは、当該樹林地保全者に対し保全樹林地の保全のための管理行為、施設整備その他の事項について助言することができる。

【趣　　旨】

本条は、樹林地保全者に対し、保全のための管理行為等について、助言することができることを規定しています。

【解釈・運用】

樹林地保全者からの相談を受けた場合、管理方法や施設整備その他の事項について助言することができます。ここでいう「助言」とは、樹林地保全に関する技術の情報提供を行う等の市が実施する支援のひとつです。

市内の斜面緑地の多くは、かつて薪炭林として利用され、日常生活の中で管理されてきましたが、時代の変化に伴い、家庭用燃料がガスや電気に代わったため、管理不十分な樹林地等が増加しました。

また、所有者の世代交代等も進み、日常生活の中で樹林地の管理行為を行ったことのない方が、樹林地を保有せざるを得ない状況になりつつあります。

このため、特殊な技術等を必要とする樹林地管理が不十分となってしまうことがあるため、市有樹林地等の維持管理で実績のある防災対策や植物管理等の専門技術を、必要に応じて、対象者へ情報提供することで、良好な都市環境の維持・改善に努めていこうというものです。

また、その他の事項については、保全樹林地の隣接者との相隣関係等の民事間の事項等が想定され、この場合、適切な相談機関を紹介する等の助言を行っていきます。

（報告及び指導）
第９条　市長は、樹林地保全者に対し、保全樹林地の保全に関し必要な事項について報告を求め、指導することができる。

【趣　　旨】

本条は、樹林地保全者に対し、保全樹林地の保全に関し必要な事項について報告を求めたり、指導をすることができることを規定しています。

【解釈・運用】

本制度に基づく支援にあたり、樹林地保全者と市が共通の現状把握することはとても重要なことであるため、市長は樹林地保全者に報告を求めることができるものとします。

また、樹林地保全者と保全樹林地の隣接住民との間で、保全に関するトラブルが生じる場合もあり得るため、必要に応じて報告を求め、市が管理行為等に関する技術的提案を行う等の指導ができるものとします。

しかしながら、あくまで行政指導のため、樹林地保全者の理解と真摯な対応が最も重要で、市は謙抑的な運用を行う必要があります。

（支援決定の取消し）
第10条　市長は、樹林地保全者が第2条に規定する支援の対象の要件を欠いたときは、支援の決定を取り消すことができる。
２　市長は、前項の規定により支援の決定を取り消したときは、その旨を通知するものとする。

【趣　　旨】
本条は、本第2条に規定する支援の要件を欠いた場合、支援の決定を取り消すことができることを規定しています。

【解釈・運用】
支援対象の要件を欠いたときとは、次のような場合です。
①　樹林地保全者の申し出により、取り消す意思が示された場合
②　契約要件が満たさないことが判明した場合
なお、運用にあたっては、樹林地保全者と市との協力関係を今後も継続できるよう、土地所有者とともに契約要件に適合しない事項の解消に努め、安定的な民有樹林の保全に努めることが望ましいと考えます。

（樹林地保全支援金の返還）
第 11 条　市長は、前条第 1 項の規定により支援の決定を取り消したときは、支給した樹林地保全支援金の全部又は一部の返還を請求することができる。

【趣　　旨】
本条は、前条の支援の取り消しを行った場合、樹林地保全者から支給した全部又は一部の返還を請求することができることを規定しています。

【解釈・運用】
返還の取扱いについては、原則、次に掲げるとおりとします。
①　相続等の自然的要因による途中解除
⇒支援金の返還は不要で、解除年度の支援金の交付を停止します。
②　防災工事等による樹林地等の減少に伴う一部解除
⇒支援金の返還は不要で、解除年度の支援金の交付を一部停止します。
③　転売・土地利用・虚偽申請等の意図的要因による途中解除
⇒契約(更新の場合、直近の更新)のとき以降に支払った額の全額返還を要求します。

（その他の事項）
第 12 条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、環境政策部長が定める。

【趣　　旨】
本条は、この要綱の施行に関して必要な基準等について、環境政策部長が定めることを規定しています。

【解釈・運用】
本要綱の趣旨を踏まえ、「市長が別に定める基準」、その他運用に必要な基準や様式等を定めることで、公平かつ公正な審査等が実施できるとともに、効率的な事務及び円滑な制度運営が可能となります。また、社会経済情勢の変動や、これまでの運用上における課題等を踏まえ、必要に応じ適宜、見直しを行うことで、本市の目指すみどり豊かな都市づくり及びみどりを将来に残すことの実現を目指します。

別記様式（第４条関係）

樹林地保全支援申請書

令和　　年　　月　　日

（あて先）　横須賀市長

住　所
氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電　話

所　在　地　番	地　目	面　　積 (平方メートル)

巻末付録

標準的な契約に用いる

［付録①］民有樹林地保全契約書

［付録②］制度実施仕様書

［付録③］代表者選任届

参考様式(第 3 条関係)

契約番号(　　　　　－　　　　　)

民 有 樹 林 地 保 全 契 約 書

制度名	市街化区域内における樹林地の保全支援制度 (みどりの基本条例第 16 条の規定によるもの)
支援対象土地	横須賀市　　　　　　　　　　　　　ほか (内訳は、裏面「土地調書」に記載)
契約の期間	自　令和　年　月　日(契約の締結日)　から 至　令和　年　月　日　　　　　　まで
その他事項	土地所有者が複数の場合、共有者によって選任された代表者と契約する。

上記制度について、土地所有者と横須賀市は、市街化区域内における樹林地の保全支援制度実施要綱第 3 条の規定に基づき、樹林地保全契約を締結し、同要綱及び制度実施仕様書に従い誠実にこれを履行することとします。

この契約の証しとして、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通保有することとします。

令和　年　月　日

(土地所有者)　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

連絡先　　　　(　　　　)

※1　法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

※2　土地所有者が複数の場合、共有者によって選任された代表者の住所及び氏名

(制度実施者)　横須賀市小川町 11 番地

横須賀市長　　　　　　　　　　　　　㊞

添付図書　□市街化区域内における樹林地の保全支援制度実施要綱

□制度実施仕様書

□代表者選任届　(所有者が複数いる場合に限る)

参考様式(裏)(第 3 条関係)

土　　地　　調　　書

No	所　在　地	地　目	地積[㎡]	摘　要
	横須賀市			
	合計　　全　　筆			

事務処理欄

制度実施仕様書

この仕様書は、民有樹林地保全契約の履行のうち、市街化区域内における樹林地の保全支援制度要綱(以下「要綱」という。)に定めがない事項について、必要な事項を定めるものとする。

1　土地所有者に関する事項

(1)　この契約を締結できる土地所有者は、次の要件にいずれかに該当すること
　ア．不動産登記法に基づき登記されている土地所有者
　イ．資産税課税台帳に登録されている土地所有者

(2)　土地所有者が複数の場合、共有者全員で協議のうえ、代表者を選任し契約すること

2　保全に関する事項

(1)　土地所有者は、支援対象土地を良好な環境に保つように管理しなければならない。

(2)　土地所有者は、特に周辺の生活環境等に支障を与えないよう配慮しなければならない。

(3)　土地所有者は、定期的に植物管理(除草・剪定・間伐等)を実施するよう努めなければならない。

(4)　市長は、周辺住民等から相談等があった場合、速やかに土地所有者に報告しなければならない。

(5)　土地所有者は、保全樹林地の保全に関し、市長が求めた報告・指導等に真摯に対応するものとする。

3　土地利用に関する事項

(1)　土地所有者は、樹林地の損失の可能性がある次の土地利用は自粛しなければならない。ただし、通常の管理行為や非常災害のため必要な応急措置等については、この限りではない。
　ア．建築物その他工作物の新築、改築、増築または移転
　イ．宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他土地の形質の変更
　ウ．皆伐または土地利用が目的の木竹の伐採
　エ．広告物及びこれに類するものの掲出又は設置
　オ．その他樹林地の保全を妨げるものと認められる行為

(2)　土地所有者は、非常災害のため必要な応急措置等を行った場合、直ちに報告しなければならない。

(3)　市長は、上記の土地利用が確認された場合、必要な調査等を行ったうえ、助言又は指導等を実施するとともに、保全契約の変更又は解除等を土地所有者に申し入れることができる。

4　支援に関する事項

(1)　市長は、要綱第 7 条に基づき樹林地保全支援金を、土地所有者(共有者がいる場合、選任された代表者)に支給するものとする。

(2)　市長は、当該年度において市税を滞納している土地所有者に対しては、当該年度の樹林地保全支援金を支給しないものとする。

5　樹林地保全支援金の返還に関する事項

(1)　土地所有者の都合により、樹林地保全契約を解除することとなった場合は、市長は、契約日または直近の契約更新日以降に支給した解除対象となった土地に対する樹林地保全支援金の全額について、返還を請求するものとする。

(2)　樹林地保全契約を途中解除することとなった原因が次に掲げる事項に該当するときは、市長は、樹林地保全支援金の返還を請求しない。

ア．相続等に係る所有権移転または契約者の死亡等に伴う場合

イ．土地の保全管理に必要な防災上の措置に伴う場合

ウ．非常災害のため必要な応急措置に伴う場合

エ．公共公益性が高い事業に伴うもので、市長がやむを得ないと認める場合

6　課税情報の調査に関する事項について

(1)　市長は、保全契約の締結、樹林地保全支援金の支給決定または予算の算定のため、課税情報及び納税情報の調査を行うものとする。

(2)　土地所有者は、保全契約に基づき、市長が、課税情報及び納税情報を取得することについて、同意をするものとする。

7　その他の事項

(1)　この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、土地所有者と市長で協議をして定める。

参考様式(第３条関係)

契約番号(　　　－　　　)

代 表 者 選 任 届

次の者を代表者として選任し、「民有樹林地保全契約書」の締結及びその履行に関する一切の権限を委任したので届け出ます。

	代表者住所	代表者氏名	連絡先電話番号
1			

令和　　　年　　　月　　　日

横 須 賀 市 長　様

	共有者住所	共有者氏名	印
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

＊共有者氏名欄に、届出者本人が直接署名された場合、押印不要です。